

# 高梁市浄化槽設置整備事業補助金制度について

## 1 対象地域

公共下水道や農業集落排水施設等の計画のない地域

## 2 主な対象条件

- ①主に居住の用に供する建物（以下、「専用住宅」という。）であること。  
（※店舗等併用住宅については、居住部分が延べ床面積の2分の1以上であること。）
- ②専用住宅に処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽であること。
- ③建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認又は浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けていること。
- ④当該年度内に浄化槽設置を完了し、実績報告書を提出できること。
- ⑤販売を目的とする展示用の専用住宅でないこと。
- ⑥市税を完納していること。
- ⑦汚水処理未普及解消につながる合併処理浄化槽の設置であること。  
（※災害により合併処理浄化槽を設置するものを除く。）

## 3 補助金額（令和5年度）

- (1) 合併処理浄化槽の新設は、次の額を補助限度額とする。

人槽区分	補助限度額
5人槽	332,000円
6人槽及び7人槽	414,000円
8人槽から10人槽まで	548,000円
11人槽から20人槽まで	939,000円
21人槽から30人槽まで	1,472,000円
31人槽から50人槽まで	2,037,000円

- (2) 浄化槽の設置に伴い単独処理浄化槽の撤去を行う場合は、上記の補助限度額に撤去に要する費用の額（12万円を上限とする。）を加えた額。
- (3) 浄化槽の設置に伴いくみ取り槽の撤去を行う場合は、上記の補助限度額に撤去に要する費用の額（9万円を上限とする。）を加えた額。
- (4) 浄化槽の設置に伴い使用を廃止する単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用を行う場合は、上記の補助限度額に再利用に要する費用の額（9万円を上限とする。）を加えた額。
- (5) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換に伴う浄化槽の設置工事に付帯して宅内配管工事（浄化槽への流入管（便所、洗面、風呂等からの排水）、ますの設置及び専用住宅の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事）を行う場合は、上記の補助限度額に当該宅内配管工事に要する費用の額（30万円を上限とする。）を加えた額。

（裏面に続く）

#### 4 交付申請

補助金の交付申請にあたっては、所定の補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、提出してください。

- ①建築確認通知書の写し又は審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- ②設置場所の分かる図面
- ③賃貸人の承諾書（専用住宅を借りている者に限る。）
- ④納税証明書
- ⑤このほか、必要と認める書類

#### 5 実績報告

設置工事の完了後、速やかに所定の実績報告書（様式第6号）に次の書類を添付して提出してください。

- ①浄化槽保守点検者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法定検査依頼書の写し
- ③岡山県合併処理浄化槽普及促進協議会の工事マニュアルに沿って適切に施工され、その過程が確認できる書類（工事写真等）
- ④加算補助がある場合の施工前・施工中・施工後の写真
- ⑤単独処理浄化槽又はくみ取り槽の産業廃棄物管理票〔E票〕（既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を掘り起こして、加算補助がある場合）
- ⑥このほか、必要と認める書類

#### 6 その他

- ・設置工事着手後、並びに完了後の申請は、補助対象になりません。必ず、事前に申請し補助金交付決定通知が出た後に、設置工事に取りかかってください。
- ・次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に補助金を交付した場合にあつては、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ぜられる場合があります。
  - ①偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
  - ②国、県及び市の補助制度に違反したとき。
- ・設置工事の完了後は、機能を常に良好な状態で保持するため、保守点検及び清掃を定期的に行う等、適切に維持管理してください。

<お問い合わせ>

高梁市土木部上下水道課 下水道業務係  
TEL:0866-21-0244 FAX:0866-22-9460